

身体障害者障害程度等級表

(太実線より上は、第1種を、下は第2種を表す)

級別	視 覚 障 害	聴 覚 又 は 平 衡 機 能 の 障 害		音声機能、言語機能 又はそしやく機能 の障害	肢 体 不 自 由		
		聴 覚 障 害	平衡機能障害		上 肢	下 肢	体 幹
1級	視力の良い方の眼の視力 (万国式視力表によっ て測ったものをいい、屈折 異常のある者については、 矯正視力について測った ものをいう。以下同じ。)が 0.01 以下のもの				1.両上肢の機能を全廃したもの 2.両上肢を手関節以上で欠くもの 1.両下肢の機能を全廃したもの 2.両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの		体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が 0.02 以上 0.03 以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が 手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(1/4 視標 による。以下同じ。)の総和 が左右眼それぞれ80 度以下 かつ両眼中心視野角度(1/2 視標による。以下同じ。)が 28 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点 以下かつ両眼中心視野視認 点数が 20 点以下のもの	両耳の聴力レベルがそ れぞれ100デシベル以上 のもの(両耳全ろう)			1.両上肢の機能の著しい障害 2.両上肢のすべての指を欠くもの 3.一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4.一上肢の機能を全廃したもの	1.両下肢の機能の著しい障害 2.両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1.体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2.体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの
3級	1 視力の良い方の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの(2級の2 に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以 下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼 それぞれ 80 度以下かつ両眼中心 視野角度が 56 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点以下 かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの	両耳の聴力レベルが 90デシベル以上のもの (耳介に接しなければ 大声語を理解し得ない もの)	平衡機能の極 めて著しい障 害	音声機能、 言語機能又はそしやく 機能の喪失	1.両上肢のおや指及びひとさし指 を欠くもの 2.両上肢のおや指及びひとさし指 の機能を全廃したもの 3.一上肢の機能の著しい障害 4.一上肢のすべての指を欠くもの 5.一上肢のすべての指の機能を全 廃したもの	1.両下肢をショパール関節以上で欠く もの 2.一下肢を大腿の2分の1以上で欠く もの 3.一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行 が困難なもの
4級	1 視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下の もの(3級の2に該当する ものを除く。) 2 周辺視野角度の総和が 左右眼それぞれ 80 度 以下のもの 3 両眼開放視認点数が 70 点以下のもの	1.両耳の聴力レベルが 80デシベル以上のもの (耳介に接しなければ 話語を理解し得ないもの) 2.両耳による普通話声 の最良の語音明瞭度 が50パーセント以下 のもの		音声機能、 言語機能又はそしやく 機能の著しい障害	1.両上肢のおや指を欠くもの 2.両上肢のおや指の機能を全廃し たもの 3.一上肢の肩関節、肘関節又は手関 節のうち、いずれか一関節の機 能を全廃したもの 4.一上肢のおや指及びひとさし指 を欠くもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指 の機能を全廃したもの 6.おや指又はひとさし指を含めて 一上肢の三指を欠くもの 7.おや指又はひとさし指を含めて 一上肢の三指の機能を全廃した もの 8.おや指又はひとさし指を含めて 一上肢の四指の機能の著しい障害	1.両下肢のすべての指を欠くもの 2.両下肢のすべての指の機能を全廃 したもの 3.一下肢を下腿の2分の1以上で欠く もの 4.一下肢の機能の著しい障害 5.一下肢の股関節又は膝関節の機能 を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して10センチ メートル以上又は健側の長さの10 分の1以上短いもの	
5級	1 視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の眼の視 力が0.02 以下のもの 2 両眼による視野の2分の 1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下 のもの 5 両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの		平衡機能の著 しい障害		1.両上肢のおや指の機能の著しい 障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関 節のうち、いずれか一関節の機 能の著しい障害 3.一上肢のおや指を欠くもの 4.一上肢のおや指の機能を全廃し たもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指 の機能の著しい障害 6.おや指又はひとさし指を含めて 一上肢の三指の機能の著しい障害	1.一下肢の股関節又は膝関節の機能 の著しい障害 2.一下肢の足関節の機能を全廃した もの 3.一下肢が健側に比して5センチメ ートル以上又は健側の長さの15分の1 以上短いもの	体幹の機能の著しい障害
6級	視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上0.6 以下かつ他方 の眼の視力が 0.02 以下の もの	1.両耳の聴力レベルが 70デシベル以上のもの (40センチメートル以上の距離で発 声された会話語を 理解し得ないもの) 2.一側耳の聴力レベル が90デシベル以上、 他側耳の聴力レベル が50デシベル以上の もの			1.一上肢のおや指の機能の著しい 障害 2.ひとさし指を含めて一上肢の二 指を欠くもの 3.ひとさし指を含めて一上肢の二 指の機能を全廃したもの	1.一下肢をリスフラン関節以上で欠く もの 2.一下肢の足関節の機能の著しい障 害	
7級					1.一上肢の機能の軽度の障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関 節のうち、いずれか一関節の機 能の軽度の障害 3.一上肢の手指の機能の軽度の障 害 4.ひとさし指を含めて一上肢の二 指の機能の著しい障害 5.一上肢のなか指、くすり指及び小 指を欠くもの 6.一上肢のなか指、くすり指及び小 指の機能を全廃したもの	1.両下肢のすべての指の機能の著しい 障害 2.一下肢の機能の軽度の障害 3.一下肢の股関節、膝関節又は足関節 のうち、いずれか一関節の機能の軽 度の障害 4.一下肢のすべての指を欠くもの 5.一下肢のすべての指の機能を全廃 したもの 6.一下肢が健側に比して3センチメ ートル以上又は健側の長さの20分の 1以上短いもの	

		内 部 機 能 障 害						
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
上肢機能	移動機能							
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）	肝臓の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）
不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの	備 考 1. 同一の等級について 2 つの重複する障害がある場合は、1 級うえの級とする。ただし、2 つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。 2. 肢体不自由においては、7 級に該当する障害が 2 以上重複する場合は、6 級とする。 3. 異なる等級について 2 以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5. 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。						